

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項の規定による。

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和38年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(欠格事項)</p> <p>第4条 消防団員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、その身分を失う。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p><u>2. 前項第3号の定めにかかわらず、団長が特に必要であると認めたと</u> <u>きは、この限りでない。</u></p> <p>(懲戒)</p> <p>第12条 消防団員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、任命権者は、これに対して懲戒することができる。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>第17条 ……略……</p> <p>(公務災害補償等)</p> <p>第18条 <u>消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、東京市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の定める者に対し、組合の定めるところにより補償する。</u></p> <p><u>2. 特に功労のあった消防団員に対し、賞じゅつ金を組合の定めるところにより支給する。</u></p> <p>(退職報償金)</p> <p>第19条 <u>立川市消防団定員条例（昭和38年立川市条例第7号）第2条第1項第1号に掲げる消防団員（以下「普通団員」という。）が退職</u></p> | <p>(欠格事項)</p> <p>第4条 消防団員が次の各号の<u>二に</u>該当する場合には、その身分を失う。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(懲戒)</p> <p>第12条 消防団員が次の各号の<u>二に</u>該当する場合には、任命権者は、これに対して懲戒することができる。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>第17条 ……略……</p> |

したときは、退職報償金を勤務年数及び階級に応じて組合の定めるところにより支給する。ただし、同条例第2条第1項第2号に掲げる消防団員（以下「機能別団員」という。）として勤務した期間は、勤務年数に算入しない。

（委任）

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別にこれを定める。

別表（第5条関係）

| 区分 | 階級 | 報酬（年額） |
|-------|------|----------|
| 普通団員 | 団長 | 360,000円 |
| | 副団長 | 264,000円 |
| | 分団長 | 161,800円 |
| | 副分団長 | 120,900円 |
| | 部長 | 107,600円 |
| | 班長 | 98,000円 |
| | 団員 | 93,500円 |
| 機能別団員 | 団員 | 15,000円 |

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（委任）

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別にこれを定める。

別表（第5条関係）

| 階級 | 報酬（年額） |
|------|----------|
| 団長 | 360,000円 |
| 副団長 | 264,000円 |
| 分団長 | 161,800円 |
| 副分団長 | 120,900円 |
| 部長 | 107,600円 |
| 班長 | 98,000円 |
| 団員 | 93,500円 |